移住定住応援給付金の交付申請に関する誓約書

１　伊江村移住定住応援給付金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、移住定住応援金を返還します。

（１）移住定住応援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住定住応援金の申請日から３年未満に本村から転出した場合：全額

（３）移住定住応援金の申請日から３年以上５年以内に本村から転出した場合：半額

（４）その他の重大な事由が明らかになった場合は、その事由に応じた返還を命ずる。

上記の事項について、誓約します。

【署名欄】

年　　月　　日

住所

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　印